



2024年11月6日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役 古野 孝志
(東証スタンダード・コード6347)
問合せ先 総務部部长 山崎 正彦
電話048-798-0222

訴訟提起に関するお知らせ

当社は、2024年7月3日付「当社に対する訴訟提起に関するお知らせ」のとおり、栄伸開発株式会社他3名を相手方として訴訟提起すること及び栄伸開発株式会社他3名から訴訟提起されたことを開示しておりましたが、本日付にて、以下のとおり栄伸開発株式会社を相手方として請負代金等請求事件（以下「本訴」といいます。）をさいたま地方裁判所に提起いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

- (1) 提起した裁判所：さいたま地方裁判所
- (2) 提起した日：2024年11月6日

2. 訴訟を提起した者

名 称：株式会社プラコー
所在地：埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地
代表者：代表取締役 古野 孝志

3. 訴訟を提起した相手

名 称：栄伸開発株式会社
所在地：大阪府大阪市大正区鶴町一丁目10番2号
代表者：代表取締役 細川 秀則

4. 訴訟提起に至った経緯

当社は、栄伸開発株式会社より、大阪湾岸リサイクルプラントにおいて必要となる機械設備（以下「本件機械設備」といいます。）の売買及び据付工事の請負に係る契約（以下「本件当初契約」といいます。）を締結し、本件機械設備の納品及び据付工事を完了いたしました。

一方で、当社は、本件機械設備の据付工事を行う過程において、被告の指示・命令に基づいて、本件当初契約には含まれない多数の追加工事等を実施いたしました。

そこで、当社は、栄伸開発株式会社に対し、追加工事等に係る報酬の支払を求めてまいりましたが、同社が支払に応じないことから、訴訟を提起するものであります。

5. 訴訟の内容

訴訟の内容：栄伸開発株式会社に対する請負代金等の請求

訴訟の目的の価額：847,453,659円及びこれに対する遅延損害金

6. 今後の見通し

本訴に係る今後の経過につきましては、必要に応じて開示を行ってまいります。

また、今後公表すべき事項が生じた場合には、すみやかにお知らせいたします。

以 上